

全苗連だより

Vol. 8 (4月号)

平成27年4月10日

発行：全国山林種苗協同組合連合会

Tel.03-3262-3071 Fax.03-3262-3074

特定母樹の普及状況について

林木育種情報 (No.18) に掲載された内容をベースに情報提供します。

1 特定母樹の指定状況

平成25年5月に「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」が一部改正され、森林のCO₂吸収固定能力を高めるため、再生林には、基本的に地域特有のニーズ以外は農林水産大臣が指定する特に成長の優れた樹木である特定母樹からの苗木で行うこととなりました。そこで、林木育種センター・育種場では、エリートツリーを中心に特定母樹の申請を行っており、平成27年3月31日現在での指定状況は下表のとおりです。

樹種	育種基本区	年度	
		H25	H26
グイマツ	北海道	1	
スギ	東北		19
	関東	17	19
	関西	21	5
	九州	14	7
	小計	52	50
ヒノキ	関東		1
	関西		14
	九州		1
	小計		16
カラマツ	関東		15
合計		53	81

現在の特定母樹134種類のうち、116種類はエリートツリーの系統から指定されたものとなっており、林木育種事業の成果が反映されているところです。

2 特定母樹の増殖

特定母樹は、スギの場合、成長が通常の苗木の1.5倍以上もあり、花粉を発生する雄花の着生量も半分以下ということもあり、多くの需要が見込めますので早急な普及が必要です。このため、林木育種センター・育種場では、都道府県や都道府県に認定された民間事業者(認定特定増殖事業者)等へ配布するための特定母樹の増殖を優先するとともに、特定母樹を安定的に供給するための原種園の造成も同時に進めています。

3 特定母樹の配布手続

林木育種センター・育種場からの特定母樹の配布先は、都道府県及び認定特定増殖事業者等となりますが、配布する前に種苗数量の調整のため、都道府県には認定特定増殖事業者からの要望も含めた5か年間の種苗配布要望計画を取りまとめ・作成してもらうこととなります。

また、認定特定増殖事業者に特定母樹を配布するため、林木育種センター・育種場が特定母樹を生産する前に、「特定増殖事業計画実施のための特定母樹の種苗配布に関する基本合意書」(以下「基本合意書」という。)を認定特定増殖事業者と林木育種センターとの間で締結します。この基本合意書は、民間の商取引で締結されている売買基本契約書に当たるもので、都道府県から認定された特定増殖事業計画の着実な実行や採種園等の整備に対する支援など円滑な特定母樹の増殖や配布が図られるよう、双方で合意するものです。

平成26年度は初めて認定特定増殖事業者にも特定母樹を配布しています。平成27年3月31日現在の基本合意書の締結は9件となっていますが、今後もさらに増える予定です。

花粉症対策苗木の供給拡大事業の事業実施主体に選定されました

平成27年度林野庁補助事業の『花粉症対策苗木の供給拡大事業』について、林野庁の審査委員会を経て、全苗連が事業実施主体として選定されました。

この事業は、花粉症対策苗木等(無花粉・少花粉・低花粉のスギ、ヒノキ及び抵抗性マツ、カラマツ、広葉樹)の供給拡大のため、全国各地で、①コンテナ苗生産未経験者を対象とした研修会、②コンテナ苗生産に新規参入後、間もない事業者を対象とした研修会、③コンテナ生産者経験者を対象とした巡回指導、④その他コンテナ苗の生産拡大に必要な技術習得のための研修会を実施するものであります。

2月末に都道府県苗組に、この事業の実施希望を聞いたところ、16の都道府県苗組から実施希望が出されていますので、国の補助金交付要綱、事業実施要領が示され次第速やかに、各都道府県苗組との連携を密にして、具体的内容を詰める予定です。

全苗連・苗組の行事予定

- 4月24日 平成26年度事業監査(全苗連事務局)
- 5月8日 全苗連理事会(砂防会館)
- 5月27日 全苗連平成27年度通常総会(砂防会館)
- 9月8日(検討中) 全苗連生産者の集い・意見交換会(札幌市)
- 9月9日(検討中) 現地研修会(北海道・帯広管内)